

## 鷹栖町農業交流センター研修生募集要項

鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」(以下「センター」という。)を拠点に、鷹栖町内において新たに野菜(きゅうりやジュース用原料トマトなど)の園芸作目による農業経営を目指すものを対象に、就農に結び付く実践的な研修を行うことにより、園芸に特化した優れた担い手の確保と育成を図るため、第9期研修生の募集を行います。

なお、要件に該当する場合は、地域おこし協力隊として委嘱し、研修などの活動を行います。

### 1 募集人数

若干名

### 2 応募資格

- (1) 鷹栖町で就農することを強く希望する者
- (2) 申込者の年齢は令和8年4月1日時点で47歳以下(就農開始時点で50歳未満)  
(研修期間は2～3年間で予定。研修開始時点で48歳以上の方については要相談)
- (3) 鷹栖町内に在住又は研修開始後ただちに鷹栖町に居住可能な者
- (4) 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指す者
- (5) 他に常勤雇用の契約を締結していない者
- (6) 生活保護など生活費支援を国・都道府県などから受給していない者
- (7) 鷹栖町内に住み、町民や各団体等と協力して地域活動に積極的に取り組む者

### 3 募集期間

令和7年10月31日(金)まで(必着)

### 4 募集手続

- (1) 研修生申込書に必要事項を記入してください。  
(申込書は、鷹栖町のホームページからダウンロード可)
- (2) 郵送・持参・電子メール送信にて提出してください。

### 5 選考

鷹栖町新規就農者・農業後継者審査会による書類審査及び面接試験を行います。

- (1) 書類選考 令和7年11月(合格者には面接試験の案内を別途通知)
- (2) 面接試験 令和7年12月(場所:鷹栖町役場)
  - ア 受験者からのプレゼンテーション方式(10分程度)
  - イ テーマ:なぜ鷹栖町で新規就農を目指すのか?思い描いている農業は?  
※研修生申込書の内容を説明してください。  
※パソコンなどを使用する場合は事前に連絡をお願いします。

### 6 内定通知

令和7年12月下旬に文書にて通知します。

### 7 内定後の流れ

- (1) 令和8年1月 確約書の提出(住民票添付)  
※地域おこし協力隊での採用可否を確認します。  
※地域おこし協力隊に該当しない場合は国事業活用を検討します(別途要件あり)。

※詳細については、お問い合わせ先まで連絡してください。

- (2) 令和8年3月 センターの入所準備
- (3) 令和8年4月 センター入所式  
国・鷹栖町との契約等の事務手続き  
住民票の異動  
※地域おこし協力隊の場合必須、その他研修生も原則異動

## 8 主な研修内容

センター専属の専門指導員が作成する研修メニューに基づく研修を行います。

- ・きゅうりの栽培技術研修
- ・原料用トマト（オオカミの桃ジュース用の原料トマト）の栽培技術研修
- ・施設園芸における新技術導入ハウスの作物データ管理研修  
（自動環境測定器、ハウスサイド自動巻上機、養液栽培システムなど導入。）
- ・座学研修（指導者；専門指導員、農業関係機関の職員など）
- ・他団体が主催する外部研修への参加
- ・センターが保有する農業機械などの整備作業研修
- ・センター周辺での管理研修（草刈り・除雪作業など）
- ・その他専門指導員などが指示する研修（随時）

※研修メニューについては、変更する場合があります。

## 9 研修の流れ

年数	研修開始時期	主な研修内容
1年目	令和8年4月から	センターでの施設園芸を中心とした研修
2～3年目	令和9年3月頃から	受入農家での施設園芸を中心とした実践的な研修

※研修の流れについては、変更する場合があります。

## 10 研修費用等

- (1) 研修受講にかかる費用は原則無料です。  
※一部、外部研修等で自己負担が発生する場合があります。
- (2) 作業服等の費用は自己負担となります。
- (3) 研修生自身で傷害保険へ加入をお願いします。  
(地域おこし協力隊の場合は、予算の範囲内で活動費を支給できる場合があります)

## 11 問い合わせ先

鷹栖町役場 産業振興課 農林振興係  
〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号  
電話：0166-74-3582（内線255・256）  
FAX：0166-87-2850  
E-mail：sangyou2@town.takasu.lg.jp  
URL：https://www.town.takasu.hokkaido.jp